

議案第 48 号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(橋本市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 橋本市固定資産評価審査委員会条例(平成18年橋本市条例第41号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(書面審理) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略</p>	<p>(書面審理) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略</p>

(橋本市手数料条例の一部改正)

第2条 橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(51) 略 (52) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録を出力したものの交付(他の法令において同条第4項を準用する場合を含む。)</p> <table border="1"> <tr> <td>交付の方法</td> <td>単位</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	交付の方法	単位	手数料の額		略	略	<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(51) 略 (52) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録を出力したものの交付(他の法令において同条第4項を準用する場合を含む。)</p> <table border="1"> <tr> <td>交付の方法</td> <td>単位</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	交付の方法	単位	手数料の額		略	略
交付の方法	単位	手数料の額											
	略	略											
交付の方法	単位	手数料の額											
	略	略											

<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</p> <p>(53) 略</p> <p>2 略</p>	略	略	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</p> <p>(53) 略</p> <p>2 略</p>	略	略
---	---	---	---	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。